

廃棄物処理関係事業者向け手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし） ・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり） ・産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処理業許可申請の手引 ・再生利用業指定申請の手引 	<p>○ 「事前確認手続依頼書添付書類」、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」、「産業廃棄物処理業変更届添付書類」、「添付書類等」において申請者が法人である場合に提出を求めている「定款又は寄附行為」について、次の文言を追加。</p> <p style="padding-left: 20px;">→ 「定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし） ・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり） 	<p>○ 「事前確認手続依頼書添付書類」及び「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」で提出を求めている次の事項について、文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬施設の概要を示す書類 運搬車両の写真（様式15） → 「<u>※既に許可を取得している場合であっても、以前に許可番号を含む表示が確認できる写真を提出されていない場合は提出してください。</u>」 ・廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物を扱う場合に必要な書類 → 「<u>PCBの収集運搬業務に直接従事する者が、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証の写し</u>」 <p>○ 「事前確認手続依頼書添付書類」及び「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」における欄外※1（積替保管施設ありの「事前確認手続依頼書添付書類」においては※2）次の事項について、文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※1又は2 講習会修了証の写しの有効期限について ア 「新規許可申請に係る事前確認手続の場合」又は「新規許可申請の場合」 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。

改定した手引	主な改定内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠内注意書きについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 <p>○ 「事前確認手続依頼書添付書類」及び「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」における欄外※3（積替保管施設ありの「事前確認手続依頼書添付書類」においては※4）について、次のとおり改める。</p> <p>(改定前)</p> <p>設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。</p> <p>個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。</p> <p>(改定後)</p> <p>設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）及び納税証明書（<u>設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その3」又は「その3の3」）</u>）並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。</p> <p>個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）</u>を提出してください。</p> <p>○ 産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）の「産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」(9)（積替保管施設ありの場合(10)）住民票の写し、後見等登記事項証明書等に、次の文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(※「住民票の写し」とは市区町村役場で交付された原本であり、コピーのではありません。)」 <p>○ 「申請・届出等に当たっての留意点」5(1)ウを次のとおり改める。</p> <p>(改定前)</p> <p>産業廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があります（5年、優良は7年）。有効期限後も業を行う場合は許可の更新手続が必要ですので、有効期限の概ね2か月前までに、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式8）に表2の書類を添付して申請してください。</p> <p>(改定後)</p> <p>産業廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があります（5年、優良は7年）。有効期限後も業を行う場合は許可の更新手続が必要ですので、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式8）に表2の書類を添付して申請してください。<u>更新手続は有効期限の概ね2か月前から受付を行います。</u>なお、添付書類の省略に</p>

改定した手引	主な改定内容
	<p><u>については6 (P.14) を参照してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (様式15) 運搬車両の写真の記載例について、次の文言を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・「写真は申請日の3か月以内に撮影したものを添付してください。」 ○ その他、所要の改正
<p>・産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請の手引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前確認手続依頼書及び申請・届出等の「添付書類等」における欄外※3について、次のとおり改める。 (改定前) 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。)、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)を提出してください。 (改定後) 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。)及び納税証明書(設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、<u>未納の税額がないことの証明(「その3」又は「その3の3」)</u>)並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)</u>を提出してください。 ○ 事前確認手続依頼書の「添付書類等」における欄外※6(申請・届出等における添付書類においては※5)に、次の文言を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ア「新規許可に係る事前確認の場合」又は「新規許可申請の場合」 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、<u>又は、既に(特別管理)産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り</u>申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。 ・枠内注意書きについて <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(<u>監査役は除く。</u>)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 ○ 「申請・届出等にあたっての留意点」5(2)エについて、次の文言を削除。 (カ) <u>感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物処分業の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業</u>

改定した手引	主な改定内容
	<p><u>者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者</u></p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」 5 (3)に、次の文言を追加。 <u>なお、特別管理産業廃棄物処分業の変更届については、(2)エ(ア)～(オ)に掲げる事項の他、以下の事項に変更が生じた場合にも、変更の日から 10 日以内に提出してください。</u></p> <p><u>(カ) 感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物処分業の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者</u></p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」 6 添付書類の省略について、事前確認手続を行った場合と行っていない場合の省略できる書類を分けて記載。</p> <p>○ 申請・届出等における添付書類における欄外※ 1 について、次の文言を追加。 ※1 住民票の写しについて <u>なお、住民票の写しとは市区町村役場で交付された原本であり、コピーのことではありません。</u></p> <p>○ その他所要の改正</p>
<p>・ 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引</p>	<p>○ 事前確認手続依頼書及び申請・届出等の「添付書類等」における欄外※ 3 について、次の文言に改める。 (改定前) 設立 3 年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 25 を参照）を提出してください。</p> <p>(改定後) 設立 3 年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）<u>及び納税証明書（設立 1 年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その 3」又は「その 3 の 3」））並びに今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 25 を参照）を提出してください。</u></p> <p>個人の場合で、直前 3 年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後 3 年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 25 を参照）を提出してください。</u></p> <p>○ 申請・届出における「添付書類」の欄外に記載された※ 1 に、次の文言を追加。 ※1 住民票の写しについて <u>なお、住民票の写しとは市区町村役場で交付された原本であり、コピーのことではありません。</u></p> <p>○ その他、所要の改正</p>

改定した手引	主な改定内容
<p>・再生利用業指定申請の手引</p>	<p>○ 再生輸送業の「事前確認手続依頼書添付書類」及び「再生利用業指定申請書添付書類」で提出を求めている次の事項について、文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬施設の概要を示す書類 運搬車両の写真（様式 16） <u>「※既に許可を取得している場合であっても、以前に指定番号を含む表示が確認できる写真を提出されていない場合は提出してください。」</u> <p>○ 再生輸送業の「事前確認手続依頼書添付書類」及び「再生利用業指定申請書添付書類」における欄外※について、次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※2 講習会修了証の写しの有効期限について（「再生利用業指定申請書添付書類」においては※1） <ul style="list-style-type: none"> ・ア「新規指定申請に係る事前確認の場合」又は「新規指定申請の場合」 （改定前） 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の指定を受けている場合は、提出日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。 （改定後） 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、<u>長野県で既に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に再生輸送業の指定を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り</u>提出日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。 <p>○ 再生輸送業及び再生活用業の「事前確認手続依頼書添付書類」における欄外※4（再生輸送業及び再生活用業の再生利用業指定申請添付書類においては※3）について、次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> （改定前） 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21を参照）を提出してください。 （改定後） 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）<u>及び納税証明書（設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その3」又は「その3の3」）並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21を参照）を提出してください。</u> 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21を参照）を提出してください。</u>

改定した手引	主な改定内容
	<p>○ 再生輸送業の「事前確認手続依頼書添付書類」の欄外に記載された※2（再生輸送業及び再生活用業の「再生利用業指定申請書添付書類」においては※1、再生活用業の「事前確認手続依頼書添付書類」においては※5）について文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枠内注意書きについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（<u>監査役は除く。</u>）又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 <p>○ 再生輸送業及び再生活用業の「再生利用業指定申請書添付書類」で提出を求めている次の事項について、文言を追加。</p> <p>(10)住民票の写し、後見等登記事項証明書等（再生活用業においては欄外※4） 「<u>（※「住民票の写しとは」市区町村役場で交付された原本であり、コピーのことではありません。）</u>」</p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」5(4)の再生利用業変更届（再生活用業変更届）等の提出期限について文言を追加。</p> <p>変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の日から10日以内 <u>（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）</u> <p>遅延理由書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届の日から10日以内 <u>（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）</u> <p>○ 再生活用業の「事前確認手続依頼書添付書類」の欄外に記載された※4（「再生活用業の指定申請等の添付書類」においては※1）について、次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ア「新規指定に係る事前確認の場合」又は「新規指定申請の場合」（改定前） 申請日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の指定を受けている場合は、申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。 <p>（改定後） 申請日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、<u>長野県で既に産業廃棄物処分業の許可を取得している場合、又は、既に再生活用業の指定を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り</u>申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。</p> <p>○ その他所要の改正</p>